

## 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について ～全国に13,730の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明～

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が被災するなど、災害時要援護者関連施設<sup>(注)</sup>に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題となっています。

都道府県の協力を得て、国土交通省砂防部において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ったところ、全国に13,730施設が立地しており、そのうち、砂防堰堤等の砂防関係施設が整備されている施設は全施設の3割に満たないという結果となりました。

なお、今回土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が土砂災害警戒区域に指定されている状況についても調査しましたが、7割の施設の立地している箇所において指定がなされていないことが確認されました。

今後は、本調査結果に基づき、関係省庁、都道府県及び市町村と十分連携を図った上で、施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフト一体となった重点的な土砂災害対策を実施してまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

(注)：災害時要援護者関連施設の定義については参考資料1を参照

### 1. 調査結果（参考資料2参照）

1) 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数	13,730施設
2) 土砂災害対策の実施状況	
【ハード対策】	
・砂防関係施設が整備されている施設数	3,598施設
【ソフト対策】	
・土砂災害警戒区域に指定されている施設数	4,165施設

(注)：平成21年8月31日時点、平成22年5月31日とりまとめ

## 2. これまでの対応

○関係省庁連名通知（内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁）  
「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日）

（通知内容）

- ・都道府県による土砂災害警戒区域の指定の促進
- ・市町村による土砂災害警戒区域等におけるハザードマップの作成 等

○国土交通省から各都道府県及び地方整備局宛通知

「災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進について」（平成21年7月27日）

（通知内容）

- ・土砂災害を防止する施設整備の推進
- ・警戒避難体制の整備等の推進

## 3. 今後の災害時要援護者関連施設への土砂災害対策の取り組みについて

従前より、災害時要援護者関連施設については社会資本重点整備計画等により要援護者が24時間滞在している施設等において重点的な砂防関係施設の整備を実施してきたところですが、今後は今回の調査結果をもとに、ハード・ソフト対策の重点的な一層の取り組みが必要です。国土交通省では、引き続き、下記の取り組みについて関係省庁、都道府県や市町村と連携して対策を進めてまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

【ハード対策（砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備）】

① 24時間滞在型施設のうち、施設の規模や構造等の特性をふまえた重点的な砂防関係施設の整備。

・施設の規模

例) 収容人数が多数の施設 → 迅速な避難行動が困難と想定

※ 24時間滞在型施設で収容人数が50人以上の施設 → 約2,800施設

※ 24時間滞在型施設で収容人数が100人以上の施設 → 約1,200施設

・施設の構造

例) 1階建ての施設 → 豪雨時に2階への移動等施設内での緊急的な避難が困難と想定

※ 24時間滞在型施設で1階建ての施設 → 約1,100施設

【ソフト対策】

② 今回の調査結果について、関係部局と情報を共有するとともに、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の施設管理者へ調査結果及び土砂災害に対する警戒避難に関する情報を提供。

③ 災害時要援護者関連施設が立地する箇所について、土砂災害警戒区域の指定を優先的に実施し情報伝達体制等の警戒避難体制を整備。